

大阪市居住支援協議会会則

制 定 令和8年6月29日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪市居住支援協議会という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、大阪市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

第2章 役員

(役員の種別及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は、大阪市福祉局生活困窮者自立支援室長及び大阪市都市整備局企画部長の職にある者を充て、輪番により就任するものとする。
- 3 会長、副会長は、相互にこれを兼任できない。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を評議議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算に関すること。
 - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
 - 四 部会の設置に関すること。
 - 五 会員の変更に関すること。
 - 六 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(部会)

第10条 本会は、第3条の事業を具体的に協議・検討するため、部会を設置することができる。

- 2 部会に関して必要な事項については、別に定める。

(居住支援連携会議)

第11条 各区においては、住宅確保要配慮者に必要な支援を円滑に実施するため、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議等の既存の会議体を活用し、または新たに、区域等で居住支援に携わる関係者による居住支援連携会議を開催することができる。

- 2 前項において居住支援連携会議を開催した場合、開催者は第12条の本会事務局に届け出るものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務、経費の管理等を行うため、大阪市福祉局生活福祉部自立支援課及び大阪市都市整備局企画部安心居住課に事務局を置く。

第4章 その他

(秘密の厳守)

第13条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

附 則

この会則は、令和8年6月29日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
不動産関係団体	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
	公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部
	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会大阪府支部
	一般社団法人大阪賃貸住宅経営協会
公的住宅機関	大阪市住宅供給公社
	独立行政法人都市再生機構西日本支社
福祉関係団体	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会
行政機関（大阪市）	区役所（福祉業務主管課長会幹事）
	区役所（生活支援担当課長会幹事）
	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課
	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
	福祉局生活福祉部地域福祉課
	福祉局生活福祉部自立支援課
	福祉局生活福祉部保護課
	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
	福祉局高齢者施策部高齢福祉課
	健康局健康推進部こころの健康センター
	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
	都市整備局企画部住宅政策課
	都市整備局企画部安心居住課
	都市整備局住宅部管理課